

令和6年第2回北海道議会定例会に提案する条例案について（7件）

〈新規制定条例〉

1 北海道庁旧本庁舎条例案

総務部イノベーション推進局財産課（22-401）

○制定内容

歴史的な価値を有する建造物の保存、公開、活用等を行うとともに、北海道の歴史、文化及び観光に関する情報を発信することにより、道民の文化の向上及び活動の促進並びに観光の振興を図ることに資するよう、公の施設として新たに札幌市に北海道庁旧本庁舎（以下「旧本庁舎」という。）を設置する。

【旧本庁舎の概要等】

(1) 設置目的

歴史的な価値を有する建造物の保存、公開、活用等を行うとともに、北海道の歴史、文化及び観光に関する情報を発信することにより、道民の文化の向上及び活動の促進並びに観光の振興を図る。

(2) 旧本庁舎の主な事業

- ・ 旧本庁舎の保存及び公開に関すること
- ・ 旧本庁舎の施設等の一般利用等に供すること
- ・ 旧本庁舎資料その他歴史、文化及び観光に関する資料を保管し、展示すること

(3) 管理

指定管理者による管理

（施行期日 令和7年4月1日）

〈一部改正条例〉

2 北海道税条例の一部を改正する条例案

総務部財政局税務課（22-459）

○改正内容

地方税法の改正に伴い、個人の道民税及び軽油引取税について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行う。

(1) 個人道民税

子育て世帯等における住宅ローン控除の拡充

(2) 軽油引取税

課税免除の特例対象である船舶からプレジャーボートを除外

(3) その他

条項ずれの解消等の規定の整備

（施行期日 一部を除き、令和7年1月1日）

3 特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

総務部財政局税務課 (22-459)

○改正内容

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の改正に鑑み、地方活力向上地域における不動産取得税及び道固定資産税の課税免除等の対象施設に特定業務児童福祉施設を加える等の措置を講ずる。

【課税免除等の対象となる施設等の追加】

(改正前) 事務所、研究所、研修所

(改正後) 事務所、研究所、研修所、これらの施設を新設する際に併せて整備する育児支援施設

【課税免除等の要件である特定業務施設整備計画 (※) の認定期限を省令で規定する延長された期間内とする】

(改正前) 令和6年3月31日 ⇒ (改正後) 省令で規定する期間内 (令和8年3月31日)

※ 本社機能 (一部を含む。) を東京23区から地方に移転する場合や地方で拡充する場合の事業の実施に関する計画

(施行期日 公布の日)

4 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案

総合政策部地域行政局市町村課 (23-504)

○改正内容

住民基本台帳法の改正に鑑み、森林環境税に係る徴収金の賦課徴収等の事務に関し知事の保有する本人確認情報を市町村長に提供するとともに、附票本人確認情報 (※) の保護について定める。

※ 戸籍の附票の記載事項 (氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード) のこと。住民基本台帳法の改正により国外転出者の個人認証基盤として整備された。

(施行期日 公布の日)

5 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課・子ども家庭支援課（25-756、25-775）

○改正内容

児童福祉法及び国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に鑑み、里親支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるとともに、保育所における保育士の配置基準の改正を行う。

【里親支援センターの設備及び運営に関する基準の新設】

里親支援センターの設備、職員、長の資格等の基準について、国の定める基準と同様の内容を定める。

【保育所における保育士の配置基準の改正】

- ・ 満4歳以上児の配置基準（改正前）30対1 ⇒（改正後）25対1
- ・ 満3歳児の配置基準（改正前）20対1 ⇒（改正後）15対1

（施行期日 公布の日）

6 北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課（25-756）

○改正内容

国が定める認定こども園に係る設備及び運営に関する基準の改正に鑑み、認定こども園における教育及び保育に従事する職員の配置基準の改正を行う。

【認定こども園における教育及び保育に従事する職員の配置基準の改正】

- ・ 満4歳以上児の配置基準（改正前）30対1 ⇒（改正後）25対1
- ・ 満3歳児の配置基準（改正前）20対1 ⇒（改正後）15対1

（施行期日 公布の日）

7 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案

保健福祉部地域医療推進局医務薬務課（25-316）

○改正内容

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の改正に伴い、規定の整備を行う。

（施行期日 一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日）